

公 示 送 達 書

地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、書類は当市役所税務課において保管しており、申出があればいつでも交付します。

令和8年7月13日

常滑市長 伊 藤 辰 矢

送 達 を 受 け る べ き 者		送達すべき書類の名称	摘 要
氏 名	通知書番号		
株式会社 豊田メンテナンス	90277154	市民税県民税・特徴分 督促状 令和7年度 1～5月分	
株式会社 豊田メンテナンス	313548	固定資産税・都市計画税 督促状 令和7年度 3, 4期分	
株式会社 豊田メンテナンス	311782	固定資産税・都市計画税 督促状 令和8年度 1期分	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示をした日から起算して7日を経過したときに、 書類の送達があったものとみなされます。			